



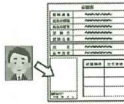
国家試験(丙化液石・二販・設備士)を受験される皆様へ

受験票は10月16日(月)にKHK(東京)から発送を予定しています。

～～ 受験に際しての準備 ～～

○受験票が届いたら

- ①氏名住所の確認
- ②受験科目の確認
- ③会場、時間を確認
- ④写真の貼付 所定の大きさ・6ヶ月以内撮影
無帽・無背景・上半身像であること
- ⑤受験注意をよく読んで確認



○受験票の未着、または紛失時の手続き

- (10/20～11/2) KHKに確認 TEL03-3436-6106
(11/6～11/10) 試験地担当事務所に確認
協会本部(丙液・二販・設備士) TEL011-812-6411
※11/3～5は休業日です。
※11/11は休業日のため11/10までに連絡すること
※11/2、11/10の両日は17:00まで

～～ 試験当日の注意事項 ～～

○試験当日の集合時間

- 試験開始前に注意事項の説明等があります。必ず午前9時までに所定の試験会場へお越し下さい。
※受験票に記載の受験番号を確認のうえ、机の上の同じ番号札の席におかけ下さい。
※受験番号は、9ケタの数字で表示されています。お間違えのないようご注意ください。
※試験開始時後、30分を超えての遅刻は、欠席扱いとなり受験できません。

○試験当日持参するもの

- ・受験票
写真が貼付済であることを確認(撮影日記入)
- ・筆記用具
HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム
- ・電子式卓上計算機(音のしないもの)
使用できる電卓は、「四則計算のみできる電卓」に限られ、関数電卓や携帯電話・スマートフォンなどは使用できません。
詳しくは、受験案内や高圧ガス試験センターホームページをご覧ください。
「トップページ」⇒「資格試験・講習」⇒
「国家試験のお申し込み」⇒
「不正行為対応の厳格化、その他注意事項」
- ・カバン
携帯電話等の通信機器は身につけることができません。必ず収納できるカバンを持参して下さい。試験中に身につけていた場合、いかなる場合でも不正行為となります。
※筆記用具・電卓の貸与はしません。

～～ 試験開始から終了まで ～～

○机の上に置けるもの

- ・受験票(後に回収します)
- ・筆記用具
(鉛筆、シャープペンシル、消しゴム)
※筆箱は机の上におけません
- ・電卓(ケースから出すこと)
- ・時計(時計型電子端末、アラーム等の機能を有する機器は使用不可)
※時計は腕から外し、机の上において下さい。



不正行為防止に伴う厳格化について

通信機器の技術進歩に伴う不正行為を防止するため、試験時の条件について、より厳格化が図られることとなりました。

試験中における携帯電話等通信機器の取扱い厳格化

- 携帯電話、スマートフォン等の通信機器について
試験開始前に電源を切り、カバン等に収納下さい。
- 試験時間中に身に着けている状態又は使用可能な場所で所持していることが確認された場合
電源のON(マナーモード含)/OFFにかかわらず不正行為とみなし、当該試験は失格(無効)となります。
- 電源の切り忘れ等で、試験時間中に着信(マナーモード・アラーム含)があったとき
いかなる場合でも失格となります。

試験時間中の受験者の退室について

○試験問題用紙の回収

- 答案用紙だけではなく、問題用紙も回収します。
退室時に試験問題を持ち帰った場合は、失格となります。また、メモ等の持ち出しも禁止です。
試験問題・正解答番号は11月13日午後3時にKHKのホームページにて公表されます。

目次

- 国家試験を受験される方へ..... 1
- 講習会の予定..... 2
- 講習会テキスト等の購入について..... 2
- 高圧ガス保安活動促進週間について..... 2
- 感謝のキャンペーン..... 2
- 笑顔の写真コンテスト・我が家の味コンテストの実施..... 2
- LPガス事業者賠償責任保険について..... 3
- 荷役車の脱着防止対策に係る労働安全衛生規則の変更..... 3
- LPガス消費者保安月間について..... 3
- デジタル社会形成基本法の一部改正について..... 3
- 中核充填所稼働訓練実施..... 3
- 支部だより..... 4
- LPガス消費者保安対策月間実施要項..... 5

講習会の予定

12月～3月の講習会の予定をお知らせします。

資格取得講習・検定	講習日	検定日	会場
丙種化学(液石) ★11/7～28 申込	2/19～21 (集合講習)	2/22	札幌
※オンライン視聴期間は 1/11～2/1			
第二種販売主任者 業務主任者の代理者 ★11/7～28 申込	2/27～29 (集合講習)	3/1	札幌
※オンライン視聴期間は 1/14～2/14			
設備士第2	1/23～1/25	1/26	札幌
設備士第2(技能試験)	-	3/19	札幌

法定義務講習	講習日	会場
設備士(再) ★11/7～28 申込	2/9	札幌
	2/16	帯広
	2/27 (集合講習)	旭川
業務主任者 ★11/7～28 申込	2/14 (集合講習)	札幌
充てん作業(再) ★11/7～28 申込	オンライン視聴のみ	札幌
保安係員 ★11/7～28 申込	2/14～15 (集合講習)	札幌
※オンライン視聴期間は 2/9～3/1		

★マークが付いている講習会は、高圧ガス保安協会に申込をしてください。

その他は北海道LPガス協会にて受付・申込を行います。案内・申込書はできあがり次第、当協会HPにて随時掲載しており、PDFやエクセル形式の申込書もダウンロードしてご利用できます。

～講習会申込にあたってのお願い～

- ◎申込期間内での手続きをお願いします。
各講習会にはそれぞれ申込期間を設けています。期間外の受講料等のお振込や申込書の郵送につきましては、ご対応出来かねる場合がございます。
- ◎申込手順を確認し、手続きをお願いします。
申込書の送付忘れや(入金処理のみ)、振込時の連絡先の未記入など、手続きが未完のまま連絡がとれないケースがございます。
※ATM等での手続きでは、必ず連絡先とお名前を入力をお願いします。
(例 `09012345678 キョウカイトロウ、)
- ◎申込先を確認して下さい。
講習会によって申込先が違いますので、必ず担当する協会に確認して下さい。
- ◎高圧ガス保安協会への申込について
申込期間になると、高圧ガス保安協会のホームページに「インターネット申込サイト」が表示されます。申込操作の手順に従ってお申し込みをお願いいたします。
また、申込に際してご不明点がある場合は、高圧ガス保安協会へお尋ね下さい。
(TEL : 03-3436-6102)

講習会テキスト等の購入について

オンライン講習の実施により、講習会の申込先は一部「高圧ガス保安協会」になりますが、テキスト等の購入は引き続き当協会より行えます。

購入手続きにつきましては、当協会HPから書籍購入申込書をダウンロード、もしくはお近くの支部よりお買い求めできます。

詳しくは当協会HPをご確認ください。

https://hokkaidolpg.or.jp/license/s_course.html

高圧ガス保安活動促進週間について

高圧ガス保安活動促進週間は、高圧ガス(一般消費者等がしようする液化石油ガスも含む)の保安に関する活動の促進により、災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

実施期間

令和5年10月23日(月)～10月29日(日)

感謝のキャンペーン!

今年度も北海道内のLPガスユーザーに向けた感謝のキャンペーンを実施

いたしました。

今回9月4日時点での集計では、約29,900通の応募がありました。

特賞は100名様に現金1万円、

A賞は200名様にふるさと小包5,000円相当

B賞は2,000名様にお米券

ソウルフード賞として、200名様に、

S&Bチーズフォンデュの素+久世福商店4種のチーズ&ベーコンソースセットをご用意しています。



笑顔の写真コンテスト! 我が家の味コンテストの実施!

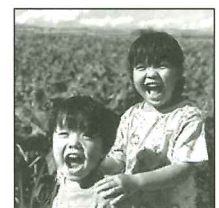
北海道内のLPガスユーザーに向けた笑顔の写真コンテスト&我が家の味コンテストを実施しました。

赤ちゃんやご家族・ご友人など、とっておきの笑顔の写真と、ご家庭独自の工夫が素敵な我が家のレシピを募集し、たくさんのご応募がありました。

優秀作品は次年度のキャンペーンパンフレットの表紙に使用させていただくほか、賞品として郵便局のふるさと小包をお送りします。

当選者の発表は、2023年11月中旬に、協会HPにて発表いたします。

【協会HP】<http://hokkaidolpg.or.jp/>



LPガス事業者賠償責任保険について

今年度もLPガス賠償責任保険の更新手続きを皆様のご協力により期限までに滞りなく終了することができました。この紙面を借りてお礼申し上げます。

事故が発生した場合は、早めのご連絡と書面での報告をお願いします。具体的にどのような作業をして事故が発生したのか、事故の原因や状況の説明など「事故報告書」に詳しく記載をお願いします。

～総合賠償特約のご案内～

LPガス業務以外の事業活動について生じる賠償責任を補償する特約です。

「給排水管の改修工事のミスで水が漏洩し、家財を汚損した」など、販売事業者保険では補えない範囲をカバーすることができます。

灯油や水の販売、電気工事の事業等を行っている方は、効果的なオプションです。

詳しくは協会までお問い合わせください。

貨物車における荷役作業時の脱落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の変更

厚生労働省は、陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発していることから、安全対策に関する検討会を立ち上げ、陸上貨物運送事業労働災害防止協会で報告書がとりまとめられました。

報告書の内容を踏まえ、省令改正が令和5年3月に公布され、同年10月1日に施行となりました。

改正概要

1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大
2. テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

本改正及び特別教育に関する内容は、「陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸防災)」のHPに記載されていますので、ご参照下さい。

【陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸防災)】

<http://rikusai.or.jp/>

LPガス消費者保安月間について

経済産業省では、昭和60年度から毎年10月を「LPガス消費者保安月間」として定め、消費者保安対策に焦点を当てた保安啓発活動を推進しており、本年度においても、実施する旨の通知がありました。

5～6ページに実施要項を掲載しますので、会員の皆様は、本月間の趣旨にご理解いただき、効果的な保安啓発活動等を実施いただくようお願いします。

デジタル社会形成基本法の一部改正について

液石法改正を含む「デジタル社会形成基本法等の一部改正案」が通常国会に提出され、令和5年6月16日に公布されました。

改正概要 液石法の第7条に規定される「標識の掲示」が対象。HP上での掲示を行う。

※詳細は経済産業省のHPをご参照ください。

【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/06/20230616.html

中核充填所稼働訓練を実施

9月6日(水)、北海道LPガス中核充填所稼働訓練委員会は、北海道地域の13箇所の中核充填所で、情報伝達、また、9月15日(金)には、中核充填所の共同利用訓練を実施しました。

想定

苫小牧沖を震源とする地震が発生、苫小牧・胆振東部、日高地域でライフラインの機能が停止、充填所が稼働不能で甚大な被害となりました。



○協会本部

情報収集伝達訓練を実施

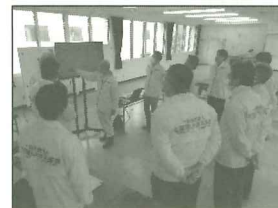
対策本部を設置後、衛星電話にて、各中核充填所の初動対応・点検・発電機の作動確認を行い、情報共有報告をメールにて送信しました。



収集した情報の精査

震源地に近い釧路地方の充填所が被災し、支援要請がされました。

その他地域の中核充填所は比較的被害が少なく、支援可能な状態でした。



輸送指示

被災地への資材・物資を輸送するよう指示しました。



○中核充填所被災状況の確認

(株)ホームエネルギー北海道函館センターでは、揺れによる停電と同時に被災状況を確認した。

工場から退避の指示、安否確認、自衛防災組織の立ち上げ、緊急通報、漏洩点検、近隣住民への警戒等、想定される状況から様々な対応を講じていきました。



対応、被災地への物資輸送など

資源エネルギー庁、資源燃料部石油流通課からの支援要請を受けて、充てんシステム等を起動させ、シリンダー20kg・50kg容器的な充てんを開始するとともに、到着したLPガス保安車両及びバルクローリーへの充てんを実施、災害対策本部へ充てん開始を報告した。

充てん完了後は、保安車両へ容器及び支援物資を積み込み、バルクローリーと共に出発した。



支 部 だ よ り

釧路支部

出前教室を開催

7月11日(火) 弟子屈町小学校グラウンド

小学5年生28名を対象に、エネルギーの歴史や環境についての学習や、火起こし体験を実施しました。火種作り、割り箸で組んだやぐらに移して、大きな火になるまで全員で見守りました。



空知支部

消費者保安・防災(災害時)訓練を開催

8月5日(土) 岩見沢市立中央小学校

地域住民150名を対象に、防災関係機関の協力により、資機材の展示をするブースを設置した様々な体験や学習ができる訓練を開催しました。



炊き出し訓練や人名救助システムの説明、心肺蘇生訓練など、災害時に役立つ幅広い訓練を実施し、市民の防災意識の向上などを図りました。

根室支部

消費者保安防災(災害時)訓練に参加

8月29日(火) 根室市花咲港 東埠頭 岸壁背跡地

根室市と北海道LPガス協会根室支部で締結している防災協定に基づき、市よりガス及び機材供給の要請があったことを想定した訓練を実施しました。



地域住民約1,000名を対象に、炊き出し訓練としてLPガスを使った食事を提供。災害に強く、迅速に対応ができるエネルギーだということをアピールしました。

網走支部

消費者保安防災(災害時)訓練を開催

8月31日(木) 北見市川東常呂川河川敷多目的広場

地域住民約600名を対象に、北見市地域防災計画に基づいた訓練を実施しました。防災関係機関・地域住民と協力し、避難想定の際の炊き出し訓練や、LPガス発電機による屋外投光器の稼働訓練などを行いました。



宗谷支部

消費者保安防災(災害時)訓練を開催

9月10日(日) 稚内南小学校/みどりスポーツパーク

地域住民約300名を対象に、サロベツ断層帯北延長を震源とする大規模な地震災害を想定した防災訓練を実施しました。



地域住民と防災関係機関が連携を図り、避難所の開設・運営訓練など基本的事項を習得すると共に、地域防災体制の強化と意識の高揚を図りました。

道南支部

消費者保安防災(災害時)訓練に参加

9月10日(日)

北斗市商業活性化支援センター

ほくと防災マルシェに参加。地域住民約500名を対象に、LPガスは災害に強く、クリーンなエネルギーであることのPRを行いました。



また、お子さんから大人まで火起こし体験を実施し、火の大事さやエネルギーの大切さについて伝えました。

胆振支部

出前教室を開催

9月10日(日) DENZAI 環境科学館

理科や化学を苦手とする子どもに少しでも興味関心を抱いてもらえるよう環境科学館が主催した「青少年のための科学の祭典室蘭大会2023」に参加しました。



火起こし体験や小型発電機での発電体験など、476名の来場で大盛況の開催となりました。

十勝支部

消費者保安防災(災害時)訓練に参加

9月13日(水) 旧帯広南商業高校跡地

地域住民約4,000名を対象に、防災パネル及び、ガス発電機の展示説明をしました。



参加者の多くに、災害時に役立つLPガスの優位性や利便性などを紹介し、迅速にアプローチができるエネルギーだということをアピールしました。

協会日誌(7月~9月)

- 7月 10日 第1回 北海道LPガスお客様相談所委員会
全L協 第1回 需要開発委員会
(諸治副会長・Web会議)
- 11日 全L協 第2回 全国青年委員会
(澤田委員・Web会議)
- 14日 第2回 正副会長会議・第3回理事会
- 19日 全L協 第2回執行役員会
(鉢呂会長 沼田副会長・Web会議)
- 8月 4日 北海道LPガス中核充填所稼働訓練委員会
- 9月 1日 北海道液化石油ガス懇談会
(鉢呂会長・諸治副会長・今泉副会長・沼田副会長
石原専務理事・事務局長)
- 6日 北海道LPガス中核充填所稼働訓練(情報伝達)
- 8日 第3回 正副会長会議・第4回理事会
- 12日 全L協 第1回 保安委員会(山形委員・Web会議)
- 15日 北海道LPガス中核充填所稼働訓練(函館現地)

---編集後記---

国家試験が近づいてきました。

受験票に顔写真が貼られていない場合、試験を受けることができませんのでご注意ください。

集合時間の確認や持参品の準備など、当日万全に受験ができるように行動しましょう。 Y.A

経済産業省

20230906保局第1号

LPガス消費者保安月間実施要綱を次のように定める。

令和5年9月21日

保安審議官

経済産業省大臣官房技術総括・



LPガス消費者保安月間実施要綱

1. 趣旨

経済産業省は、LPガス消費者の安全の一層の確保及び重大事故を撲滅する観点から、令和3年4月にLPガスの安全に向けた取組について定めた「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、公表した。本計画は、2030年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、第三者機関、LPガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを理念目標としている。

近年の事故発生状況を鑑みつつ、安全・安心な社会を実現するため、LPガスの需要が増加し始める10月を「LPガス消費者保安月間」とし、本省、各産業保安監督部等、各都道府県等、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体が一体となって、LPガス販売事業者等に対する更なる注意喚起及び消費者等を対象にした各種の保安啓発活動等を集中的かつ重点的に実施することとする。

2. 実施時期

毎年10月1日から10月31日まで

3. 実施重点項目

以下の点について重点的に実施する。

- (1) 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底を図る。

業務用厨房等において、業務用調理機器を使用する際の機器のメンテナンス不良や換気不足によるCO中毒事故が発生していることから、業務用調理機器の定期的な掃除、メンテナンスや十分な換気の重要性を周知すること。さらに業務用施設等の使用者、所有者に対してCO警報器及び業務用換気警報器の設置を促進すること。

- (2) 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法を周知する。

- (3) LPガス販売事業者等に起因する事故の防止対策では、供給管・配管の事故防

止対策として他工事業者による埋設管破損を防止するため、LPガス販売事業者は、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にLPガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。特に上下水道等の敷地内工事による配管等損傷事故を防ぐため、一般消費者等のみならず、上下水道等の工事関係者に対し積極的な周知を行うこと。

(4) 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してLPガス設備を安全に使用するための保安啓発を行う。

(5) 災害発生時における保安確保のための具体的な取組について令和5年3月に「LPガス災害対策マニュアル」を改訂しており、災害発生時には同マニュアルに基づいた取組を着実に実施すること。

4. 実施事項

(1) 経済産業省は、関係団体と協力し、保安活動に貢献したLPガス販売事業者等を対象に表彰式を実施する。

(2) 経済産業省は、LPガス安全委員会（LPガス関係団体等が参加した消費者保安対策の実施団体）に対して、以下の取り組みを通じた保安啓発活動の協力を要請する。

- ① 業務用LPガス保安ガイドの印刷・配布
- ② 家庭用LPガス保安ガイドの印刷・配布
- ③ 地震時対応LPガス保安ガイドの印刷・配布
- ④ 水害時対応保安ガイドの印刷・配布
- ⑤ 雪害対応保安ガイドの印刷・配布
- ⑥ 他工事事故対応保安ガイドの印刷・配布
- ⑦ 保安啓発ポスタの作成・配布
- ⑧ LPガス安全委員会ホームページを通じた情報提供

(3) 経済産業省は、各都道府県等、高圧ガス保安協会及びLPガス関係団体に対して、消費者保安意識の高揚を図るため、各地域においてイベント及びキャンペーン活動等を積極的に実施するとともに相互に協力を行うよう要請する。

(4) 経済産業省は、LPガス販売事業者等に対して、本保安月間において、安全装置付き器具への交換促進、空き部屋等も含めたリフォーム時及び点検・調査時における回収対象機器の確認、長期使用製品安全点検制度への理解促進及び集中監視システムの普及促進等に努めること（集中監視システムについてはサイバーセキュリティの確保に留意しつつ普及に努めること。）を要請する。また、LPガス販売事業者が行う保安業務の内容並びに消費者が行うLPガス設備の維持管理の項目・方法に関する周知を行うことを目的とした各種保安活動を実施するよう、LPガス関係団体及び各産業保安監督部等を通じて要請する。

なお、経済産業省は、消費者に係る事故を未然に防止する観点から、各種広報媒体を通じ保安啓発活動等を実施する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年9月21日から施行する。
- 2 LPガス消費者保安月間実施要綱（20220914保局第1号）は、廃止する。

